

住宅除却事業費補助制度のご案内

岡崎市では本市が実施する「無料耐震診断」等を受け、地震に対し倒壊の恐れがあると診断された住宅を対象に除却費の一部を予算の範囲内で補助します。

対象の条件

◆ 対象の住宅

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断を行った住宅で、次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 本市が実施する無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された木造住宅
- ② (財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で判定値が1.0未満と診断された木造住宅
- ③ 建築士事務所登録のある建築士が実施した耐震診断で倒壊の恐れがある(Is値が0.6未満)と診断された非木造住宅

◆ 対象の規模

上記の住宅の延べ床面積が30㎡以上であること

◆ 補助の条件

令和8年2月6日(金)までに上記の住宅を1棟全て除却し完了実績報告を行うこと

※住宅の敷地が道路に接していない場合は、本補助金を受けられない場合があります。

補助金の額

上限20万円(除却費用の23%以内)

申込み方法

申請書類を岡崎市住環境政策課窓口へ提出してください。

受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)(予算件数に達した時点で終了)

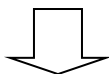
※工事の完了報告書は令和8年2月6日(金)までに提出してください。

留意事項

- ◆ 建物を除却したことにより更地になる場合、固定資産税額が上がります。
- ◆ 工事請負契約前(工事着手前)に補助金申請を行い、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。
- ◆ 事前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ◆ 一定高さのブロック塀等を撤去する場合、費用の一部を補助するブロック塀等撤去事業費補助制度があります。詳しくはお問い合わせください。
- ◆ 補助金の代理受領(補助金を工事業者に代わりに受領してもらうことで補助金相当額の工事費の支払いを軽減すること)ができます。

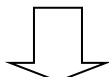
令和7年度の補助の流れ

耐震診断を実施済みで倒壊の恐れあり



必要に応じて住環境政策課へ事前相談

除却予定建物が補助対象か確認、申請書類の書き方の説明など

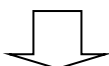


申請書類の準備

「補助金交付申請書」提出

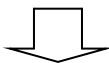
(受付：令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金))

★工事請負契約前(工事着手前)に提出してください。ただし受付ができるのは工事着手予定日までの期間が3ヶ月以内のものに限ります。



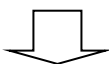
概ね2週間後かつ4月下旬以降

市より補助金交付決定通知



工事請負契約・工事着手

★補助金交付決定通知の日以降に契約を締結してください。

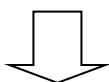


完了後、業者へ工事費支払

「完了実績報告書」提出

(提出期限：令和8年2月6日(金)まで)

★工事が完了した日から30日以内に提出してください。



約1か月後(規定通り完了したことが確認できた段階より)

補助金交付

(指定口座へ振り込み)

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市 住環境政策課
住宅施策係(西庁舎1階)

TEL：0564-23-6709

FAX：0564-23-7528

